

○有田市特定商業施設出店等届出要綱

平成13年12月25日有田市訓令第28号

有田市特定商業施設出店等届出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における特定商業施設の出店等に関し必要な事項を定めることにより、出店予定者に地域のまちづくりへの協力を促すとともに、地域の生活環境との調和を図り、もって地域社会の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定商業施設 一の建物（一の建物として市長が別に定めるものを含む。）内において、小売業、飲食店業その他の商業の用に供される施設であつて、店舗面積が300平方メートルを超えるものをいう。
- (2) 店舗面積 営業を行うための用に供される床面積をいう。
- (3) 出店予定者 特定商業施設の新設（店舗面積の変更又は既存の建物の全部若しくは一部の用途の変更により特定商業施設となる場合及び特定商業施設において店舗を営もうとする場合を含む。以下同じ。）をする者をいう。
- (4) 近隣住民等 特定商業施設の敷地境界線に隣接する土地の関係者及び境界線からおおむね100メートル以内において住居を有する者及び事業所を有する者並びに当該地域とかかわりのある団体で市長が別に定めるものをいう。

(適用除外)

第3条 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける施設については、この要綱は、適用しない。

(出店予定者の責務)

第4条 出店予定者は、特定商業施設の新設及び運営に当たり、地域のまちづくりとの調和を図るとともに、その周辺地域の生活環境に与える影響について十分調査し、当該地域の生活環境を良好に保つよう努めるものとする。

(出店に関する届出)

第5条 出店予定者は、原則として特定商業施設を新設する日の5月前までに、特定商業施設出店計画届出書（様式第1号）により市長に届け出なければならない。

- 2 出店予定者は、前項の規定による届出事項に変更があつたときは、速やかにその旨を特定商業施設変更届出書（様式第2号）により届け出なければならない。ただし、市長が軽微な変更であると認めるときは、この限りではない。

(説明会の開催)

第6条 出店予定者は、前条第1項の規定による届出をした日から起算して2月以内に、当該出店予定地内の見やすい場所に市長が別に定める方法により届出事項の概要を掲示するとともに、近隣住民等に対して出店に係る計画の内容について説明会を開催し、当該出店に関し十分理解を得られるように努めるものとする。

- 2 出店予定者は、前項の規定により説明会を開催したときは、速やかに特定商業施設近隣説明会報告書（様式第3号）により市長に報告しなければならない。

(指導等)

第7条 市長は、出店予定者が前2条に定める手続を行わなかった場合は、これを行うよう指導に努めるものとする。

- 2 市長は、必要に応じて関係機関及び関係者の意見を聴き、出店予定者に対し、第1条の目的に従い助言又は指導を行うことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

(届出の時期の特例)

- 2 施行日から起算して5月を経過する日までに、第5条第1項の規定による届出を必要とする出店予定者は、施行日以後、速やかに第5条及び第6条の手続等を行うものとする。

様式第1号

有田市特定商業施設出店計画届出書

年 月 日

有田市長 殿

(設置者) 所在地

名 称

代表者名

㊦

有田市特定商業施設出店等届出要綱第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 特定商業施設の名称及び所在地

名 称

所在地

2 特定商業施設の対象となる店舗名称及び営業内容

店舗名称

営業内容

3 特定商業施設を新設する日 年 月 日

4 特定商業施設の対象店舗の面積 店舗面積 m^2

5 特定商業施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置(添付図面に図示) 面積 m^2 収容台数 台

駐輪場の位置(添付図面に図示) 面積 m^2 収容台数 台

(2) 荷さばきの位置(添付図面に図示) 及び面積 面積 m^2

(3) 廃棄物等の保管施設の位置(添付図面に図示) 及び容量 容量 m^3

6 特定商業施設の対象店舗の運営方法に関する事項

(1) 開店時刻 午前・午後 時 分 閉店時刻 午前・午後 時 分

(2) 来店見込み者数

平日 人 休日 人

(3) 来客の自動車を駐車場に案内する経路

(4) 事業系廃棄物及びリサイクル対象物の保管・処理対策

◆周辺案内図及び建物の配置図並びに各階平面図を添付すること。
様式第2号

有田市特定商業施設変更届出書

年 月 日

有田市長 殿

(設置者) 所在地

名 称

代表者名

㊦

有田市特定商業施設出店等届出要綱第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 特定商業施設の名称及び所在地

名 称

所在地

2 変更した事項

(変更前)

(変更後)

3 変更年月日

年 月 日

4 変更理由

様式第3号

